

第4章 生徒支援

第1節 校内駐車に関する規程

第1条 校内駐車場を利用する者は、所定の期間内に「駐車許可証」の申請手続きを行う。駐車許可を受けた生徒は、交通事故を起こさないよう細心の注意を払うとともに、駐車場係の指導を遵守すること。

第2条 駐車許可書のない者は駐車を禁ずる。駐車許可書を持っている生徒でも日曜日以外の駐車は厳禁とする。

第3条 バイクは、所定の場所（給食室側）に駐車すること。バイクは日曜日・月曜日ともに所定の場所に駐車可能である。

附則 一部改正：平成26年3月27日

第2節 喫煙の禁止

第1条 校内及び学校周辺は、年齢に関わらず禁煙とする。

附則 一部改正：平成28年1月28日

第3節 身分証明書に関する規程

第1条 校内では、必ず身分証明書を着用すること。

第2条 身分証明書がない場合は、スクーリング・行事・定期考査時の出席とならない。

第3条 身分証明書を忘れた場合は、半期に1回のみ「1日身分証明書」（当日のみ有効）を発行する。定期考査時は、回数に関わらず「定期考査用身分証明書」（当日のみ有効）を発行する。

第4条 身分証明書を紛失した場合は、担任へ「身分証明書再発行願」を申請する。

第4節 部活動に関する規程

第1条 部活動の活動日及び活動時間

(1) 学期中の活動日

登校日(週一回)に活動する。 ※週一回の活動の為、休養日は特に設けない

(2) 活動時間

登校日：日曜日17時まで 月曜日17時20分まで

休業日等：3時間程度（ただし大会等ではその時間の限りでない）

(3) その他

定期考査1週間前及び考査期間中は、部活動は禁止とする。但し、特別な理由（大会1か月前等）があれば、部顧問から部活動係を通して管理者の許可を得る。

第2条 顧問について

部顧問は、原則として全職員で担当する。

第3条 部活動の新設について

部活動の新設を希望する場合、顧問教諭及び生徒名等を明記した趣意書を4月中に部活動係へ提出する。その後、校友会運営委員会及び職員会議の審議・合意を経て新設の可否を決定する。新設が認められた場合は、原則として1年間「同好会」として活動する。1年経過後、再度校友会運営委員会及び職員会議の合意を得ることで、正式な部活動として発足する。

附則 一部改正：令和2年1月8日、令和4年1月5日、令和8年2月18日